

様式第 6（第16条関係）（令元総省法省経産令 1 ・ 一部改正）
（表）

番		号
電子署名及び認証業務に関する法律第35条第 4 項の規定による		
立 入 検 査 証		
職 名 及 び 氏 名		
年		月 日交付
発行者		印

(裏)

電子署名及び認証業務に関する法律抜粋

第35条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定認証事業者に対し、その認定に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定認証事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第1項の規定は認定外国認証事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。

4 第1項及び第2項（それぞれ前項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第2項（それぞれ第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第45条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

三 第35条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。